

定期預金規定集

定期預金共通規定

期日指定定期預金規定（いぶき）

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期用）

自由金利型定期預金規定

変動金利定期預金規定

自動積立式定期預金規定（デュエット）

デュエットおまとめ取扱規定

自動積立式定期預金通帳・定期預金通帳のうち、積立口については、自動積立式定期預金規定により、定期口については、自動継続期日指定定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定、自動継続自由金利型定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、自動積立式定期預金規定（デュエット）およびデュエットおまとめ取扱規定により取扱います。

盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定

OKB 大垣共立銀行

目次

定期預金共通規定	1～6
期日指定定期預金規定(いぶき)	7～9
自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期用)	10～14
自由金利型定期預金規定	15～18
変動金利定期預金規定	19～22
自動積立式定期預金規定(デュエット)	23～24
デュエットおまとめ取扱規定	25～26
盗難された通帳等を用いた預金の 払戻しによる被害の補償に関する規定	27～29

〈定期預金共通規定〉

1. (定期預金共通規定)

定期預金共通規定は、この規定集に記載されているすべての定期預金（以下「この預金」という。）に共通して適用します。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、この証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、証書式の場合は証書と引換えに、当店で返却します。

3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第5条第4項各号のいずれにも該当しない場合に預入れすることができ、第5条第4項各号の一にでも該当する場合には、当社はこの預金への預入れをお断りするものとします。

4. (取引の制限等)

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、通帳・証書とともに当店へ提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が預入申込前に行なった表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (5) 前項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求めるときには、通帳または証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。
- (6) この預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗（代理店を含みます）でも払戻しができます。なお、この預金の解約（含む支払）については、当社所定の支払限度額および当社所定の定期預金についてのみ取扱います。

6. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面にてお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

7. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) この預金の通帳・証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) この預金の通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

8. (印鑑照合)

この預金の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し通帳・証書とともに直ちに当社へ提出することとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳・証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

1 1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当社は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による引出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引がなかった場合を除きます。）
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（口座移管に限ります。）
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

1 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第11条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当社からあらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

- (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- D. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引がなかった場合を除きます。）
- E. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（口座移管に限ります。）
- F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
- G. 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当社からあらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合は、当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となった場合は、当該手続が完了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限り）は、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
- ⑥ 総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合は、他の預金に係る最終異動日等

1 3. (休眠預金等代替金に関する取扱)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
 - ③ この預金に係る休眠預金代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

- ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

1 4. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 5. (規定の適用)

この規定の定めのない事項については、「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定」により取扱います。

1 6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

〈期日指定定期預金規定（いぶき）〉

【非自動継続型】

1.（預入れの最低金額）

期日指定定期預金（以下「この預金」という。）の預入れは一口1円以上300万円未満とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳・証書記載の据置期間満了日）から通帳・証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 通帳・証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳・証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

〈期日指定定期預金規定（いぶき）〉

【自動継続型】

1.（預入れの最低金額）

自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」という。）の預入れは一口1円以上300万円未満とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳・証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳・証書記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳・証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳・証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最終の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

〈自由金利型定期預金(M型) 規定(スーパー定期)〉 【非自動継続型】

1. (預金の支払時期等)

- (1) 自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」という。)は、通帳・証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 個人の方で、預入期間が1年超10年以下の場合は、預入日の1年後の応当日以降に、期限前解約利率で一部解約ができます。1万円以上の金額でご指定ください。ただし、当初預入金額が300万円以上の場合は、一部解約後の残高が300万円を下まわらない金額までとします。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳・証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳・証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳・証書とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当社所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の6か月利率×70% |
| ③ 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の1年利率×70% |
| ④ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の2年利率×70% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の3年利率×70% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の4年利率×70% |
| ⑦ 5年以上6年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の5年利率×70% |
| ⑧ 6年以上7年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の6年利率×70% |
| ⑨ 7年以上8年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の7年利率×70% |
| ⑩ 8年以上9年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の8年利率×70% |
| ⑪ 9年以上10年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の9年利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳への記載および証書の発行は行わないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳・証書とともに提出してください。

以 上

〈自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)〉

【自動継続型】

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」という。) は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様です。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日。以下、2. (1) および (2) において同じです。) から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) および通帳・証書記載の利率 (継続後の預金については上記 1. (2) の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日に支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6 か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳・証書記載の中間利払利率 (継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自動継続自由金利型2年定期預金 (M型)」) に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額 (以下「満期払利息」といいます。) は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金 (M型) の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

- A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当社所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金します。

④ 利息を指定口座に入金できなくて現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳・証書とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の6か月利率×70% |
| ③ 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の1年利率×70% |
| ④ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の2年利率×70% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の3年利率×70% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の4年利率×70% |
| ⑦ 5年以上6年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の5年利率×70% |
| ⑧ 6年以上7年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の6年利率×70% |
| ⑨ 7年以上8年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の7年利率×70% |
| ⑩ 8年以上9年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の8年利率×70% |
| ⑪ 9年以上10年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の9年利率×70% |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳への記載および証書の発行は行わないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑（または署名）はこの預金の届出印鑑（または署名鑑）を兼用します。

- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳・証書とともに提出してください。
- ③ 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、上記2.（2）②B.の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

4.（預金の一部解約）

- （1）個人の方で、預入期間（継続したときはその継続日からの期間）が1年超10年以下の場合は、預入日から1年経過後に、期限前解約利率で一部解約ができます。1万円以上の金額でご指定ください。ただし、当初預入金額が300万円以上の場合は、一部解約後の残高が300万円を下まわらない金額までとします。

以 上

〈自由金利型定期預金規定〉

【非自動継続型】

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳・証書記載の満期日以降に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された通帳記載の預金口座に入金するものとします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳・証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳・証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳・証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の6か月利率×70% |
| ③ 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の1年利率×70% |
| ④ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の2年利率×70% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の3年利率×70% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の4年利率×70% |
| ⑦ 5年以上6年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の5年利率×70% |
| ⑧ 6年以上7年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の6年利率×70% |
| ⑨ 7年以上8年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の7年利率×70% |

⑩ 8年以上9年未満 預入日における店頭表示のこの預金の8年利率×70%

⑪ 9年以上10年未満 預入日における店頭表示のこの預金の9年利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約)

この預金を上記1. の満期日に自動解約以外の方法で解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)し、通帳・証書とともに当店へ提出してください。

4. (証書の効力)

証書式のこの預金の元利金を上記1. にもとづき満期日にあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

以 上

〈自由金利型定期預金規定〉

【自動継続型】

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2. (1) および (2) において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については上記1. (2) の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳・証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳・証書とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の6か月利率×70% |
| ③ 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の1年利率×70% |
| ④ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の2年利率×70% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の3年利率×70% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の4年利率×70% |
| ⑦ 5年以上6年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の5年利率×70% |
| ⑧ 6年以上7年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の6年利率×70% |
| ⑨ 7年以上8年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の7年利率×70% |
| ⑩ 8年以上9年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の8年利率×70% |
| ⑪ 9年以上10年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の9年利率×70% |
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

〈変動金利定期預金規定〉

【非自動継続型】

1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳・証書記載の満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または、自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として、別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) 複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または、前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳・証書記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 複利型のこの預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

単利型のこの預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月以上1年未満 約定利率×50%

(b) 1年以上2年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月以上1年未満 約定利率×40%

(b) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

(c) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

(d) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

(e) 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

〈変動金利定期預金規定〉

【自動継続型】

1. (自動継続)

- (1) 自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または、自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2および3（1）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または、自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) 複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、上記1.（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳・証書記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および通帳・証書記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日に指定口座に入金します。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) 複利型のこの預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは、最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

単利型のこの預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは、最後の継続日。以下同じ）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------|
| (a) 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| (b) 1年以上2年未満 | 約定利率×70% |

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-----------------|----------|
| (a) 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| (b) 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| (c) 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| (d) 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| (e) 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

〈自動積立式定期預金規定（デュエット）〉

1.（預金の預入れ等）

- (1) 自動積立式定期預金（以下「この預金」といいます）の預入れは、1口1円以上とします。
預入れのときは必ず「自動積立式定期預金通帳・定期預金通帳」（以下「この通帳」といいます）を持参してください。
- (2) この預金は当店のほか当社国内本支店のどこの店舗（代理店を含みます）でも預入れができます。
- (3) この預金口座は、あらかじめ指定された課税区分により取扱います。従って少額貯蓄非課税制度の適用をうけるため、非課税限度額を設定することができます。

2.（口座振替による預入れ）

- (1) この預金は、口座振替の方法により預入れができます。この場合、あらかじめ提出をうけた当社所定の預金口座振替依頼書記載の約定によるものとします。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなくその月の口座振替を行いません。
 - A. 振替払出口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または振替払出口座が総合口座の場合で、貸越金が発生または増加するとき（所定の手続により総合口座貸越による振替を行う場合を除きます）。
 - B. 振替によりこの口座の非課税限度額を超過することとなるとき。
- (2) 相続の開始、その他口座振替契約の解約を必要とする相当の事由が生じたときは、その事由が生じた日に口座振替契約は解約されるものとし、その事由が消滅した後に、あらためて預金口座振替依頼書の提出がない限り、口座振替による預入れは行ないません。
- (3) 振替払出口座、振替日、振替金額などを変更する場合、ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届け出てください。

3.（預金の種類・おまとめ機能・継続方法等）

- (1) 満期日とすべき毎年の一定の月および日（以下「おまとめ日」といいます）を指定してください。
ただし、2月29日の指定はできません。
- (2) 前1. または2. による預金（以下この預金を「個別預金」といいます）は、その預入日から1か月以上経過後の最初に到来するおまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」といいます）としてお預かりします。
- (3) おまとめ日に後A. の指定口座へ自動入金する取扱か後B. ～G. のおまとめ定期への取扱のいずれかを指定してください。
 - A. おまとめ日に満期日が到来する個別預金を自動的に支払い、その税引後元利金合計を指定口座に自動入金します。この場合、定期預金共通規定にかかわらずこの通帳および請求書の提出は不要とします。
 - B. おまとめ日に次の定期預金を自動的に支払い、その税引後元利金合計を元金とする1口の定期預金として定期口に継続します。（以下この継続した定期預金を「おまとめ定期」といいます）この場合、定期預金共通規定にかかわらずこの通帳および請求書の提出は不要とします。
 - (a) おまとめ日に満期日が到来する個別預金
 - (b) おまとめ日に満期日が到来する定期口のおまとめ定期
 - C. おまとめ定期は、金額が自由金利型定期預金（以下「自由金利定期」といいます）の最低預入金額以上の場合、預入期間1年の自動継続型自由金利定期を、自由金利定期の最低預入金額未満の場合、預入期間1年の自動継続型スーパー定期を作成するものとします。

〈デュエットおまとめ取扱規定〉

1. (デュエットおまとめ)

- (1) デュエットおまとめとは、後(2)の定期預金を後2.の方法によりあらかじめ指定を受けた日(以下「おまとめ日」といいます)に自動積立式定期預金規定3.(3)B.の定期預金と合算のうえ、1口の定期預金(以下「おまとめ定期」といいます)に継続する(以下「合算継続」といいます)ことをいいます。
- (2) デュエットおまとめの対象となる定期預金は、あらかじめ申出を受けた「自動積立式定期預金通帳・定期預金通帳」の定期口に預入されている自動継続扱の定期預金とします。

2. (デュエットおまとめの取扱方法)

- (1) デュエットおまとめの取扱方法は、次のとおりとします。
- A. 申出を受けた定期預金が期日指定定期預金の場合
- (a) おまとめ日の取扱い
- 据置期間経過後のおまとめ日に、2年以上預入された場合に適用される利率が新たに作成されるおまとめ定期の利率以下の場合、期日指定定期預金を自動的に支払い、その税引後元利息をおまとめ定期に合算継続することにより行ないます。
- (b) 最長預入期限時の取扱い
- 前(a)以外の場合は、最長預入期限に期日指定定期預金を自動的に支払いその税引後元利息(ただし、利息区分が利息受取型の場合は元金、以下「税引後元利金または元金」といいます)を自動積立式定期預金規定3.(2)に準じて取扱うことにより行ないます。
- B. 申出を受けた定期預金が期日指定定期預金以外の場合
- 申出を受けた定期預金を満期日に自動的に支払い、その税引後元利金または元金を満期日から1か月以上経過後の最初のおまとめ日を満期日とする次の定期預金に継続し(以下継続された定期預金を「おまとめ前定期」といいます)、さらにおまとめ前定期をおまとめ日に自動的に支払い、その税引後元利息をおまとめ定期に合算継続することにより行ないます。
- (a) 税引後元利金が自由金利定期の最低預入金額以上の場合
- 自由金利定期
- (b) 税引後元利金が自由金利定期の最低預入金額未満の場合
- スーパー定期
- (2) 前(1)A.(b)および(1)B.にかかわらず、申出を受けた定期預金の満期日(期日指定定期預金の場合は最長預入期限)とおまとめ日が同一日である場合には、満期日に自動的に支払い、その税引後元利息をおまとめ定期に合算継続することにより行ないます。
- (3) 前(1)～(2)項の取扱いについては、定期預金共通規定にかかわらず、通帳および請求書の提出は不要とします。
- (4) おまとめ前定期へ継続する定期預金が総合口座取引に組み込まれている場合は、おまとめ前定期も総合口座取引に組み込まれるものとします。また、おまとめ前定期へ継続する定期預金総合口座取引における貸越金の担保となっている場合も、おまとめ前定期へ継続するものとし、この場合、おまとめ前定期も貸越金の担保となるものとします。

- (5) おまとめ前定期の利率は、おまとめ前定期作成日における当社店頭揭示利率とします。ただし、おまとめ前定期について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (6) おまとめ前定期の利息区分は「元金成長型」とします。
- (7) 少額貯蓄非課税制度の適用をうけるため非課税限度額を設定している場合で利息の組入れによって、定期口の非課税限度額を超えることとなるときは、前記（1）にかかわらず、おまとめの取扱いは行ないません。
- (8) 前（1）～（7）項の取扱いについては、金融情勢の変化により変更することがあります。

3. (印鑑照合等)

- (1) 「自動積立式定期預金通帳・定期預金通帳」の届出印鑑（または署名鑑）を、おまとめ前定期の届出印鑑（または署名鑑）として取扱います。
- (2) おまとめ前定期について、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当社は責任を負いません。

4. (規定の準用)

この規定の定めのない事項については、自動継続期日指定定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定、自動継続自由金利型定期預金規定、総合口座取引規定、自動積立式定期預金規定、および「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定」により取扱います。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

〈盗難された通帳等を用いた預金の 払戻しによる被害の補償に関する規定〉

1. 規定の適用範囲等

- (1) この規定は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この規定は、盗難された通帳、証書（以下「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱を定めるものです。
- (3) この規定は、各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項はこの規定の定めが適用され、この規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. 盗難された通帳等による不正な預金払戻し等

- (1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補償を請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ② 当社の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当社が証明した場合には、当社は補償対象額の4分の3に相当する金額を補償するものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、この通帳等が盗難された日（通帳等が盗難された日が明らかでないときは、盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補償責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人により行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補償の請求に応じることはできません。
- (6) 当社は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補償の請求には応じることはできません。
- (7) 当社が第2項の規定にもとづき補償を行ったときは、当該補償を行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (8) 当社が第2項の規定にもとづき補償を行ったときは、当社は、当該補償を行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

以 上

【盗難通帳等被害においてお客さまの重大な過失 または過失となりうる場合】

1. お客さまの重大な過失となりうる場合

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) お客さまが他人に通帳等を渡した場合
 - (2) お客さまが他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
 - (3) その他お客さまに(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- ※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. お客さまの過失となりうる場合

- (1) お客さまが通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- (2) お客さまが届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管した場合
- (3) お客さまが印章を通帳等とともに保管していた場合
- (4) その他お客さまに(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上